

令和3年8月定例教育委員会次第

日時：令和3年8月27日（金）
午前9時30分～午前11時
場所：犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告

（前回会議録の承認）

3. 付議事件の審議

第22号議案 犬山市史編さん委員会専門部会委員の委嘱について （歴史まちづくり課）

第23号議案 犬山市民展審査会委員の委嘱について （文化スポーツ課）

第24号議案 犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の
委嘱について （子ども未来課）

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | |
|------------------------------------------|-----------|------|
| (1) 後援名義使用承認に関する報告 | (文化スポーツ課) | No.1 |
| (2) 令和3年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について | (学校教育課) | No.2 |
| (3) 9月・10月行事予定表について | (学校教育課) | No.3 |
| (4) 議会の議決を経るべき事件 | (教育部) | No.4 |
| (5) 橋爪・五郎丸新子ども未来園建設事業に関する報告 | (子ども未来課) | No.5 |
| (6) いじめ防止に向けて | (学校教育課) | No.6 |
| (7) 夏季休業明けの新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた
対応について | (学校教育課) | No.7 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第22号議案

犬山市史編さん委員会専門部会委員の委嘱について

犬山市史編さん委員会規則第5条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和3年8月27日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市史編さん委員会専門部会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市史編さん委員会専門部会委員名簿（案）

（任期：委嘱の日から諮問の答申に係る日まで）

No.	職名	氏名	所属等	備考
1	委員	羽賀祥二	名古屋大学大学院 人文学研究科名誉教授	新規
2	委員	河西秀哉	名古屋大学人文学研究科准教授	新規
3	委員	佐々木重洋	名古屋大学人文学研究科教授	新規
4	委員	岡本耕平	愛知大学文学部教授	新規
5	委員	可児光生	美濃加茂市民ミュージアム館長	新規
6	委員	笈真理子	公益財団法人犬山城白帝文庫学芸員	新規
7	委員	中野裕子	博物館明治村主任学芸員	新規

(1) 設置について

○犬山市史編さん委員会規則（令和3年3月24日教育委員会規則第6号）

- ・犬山市史の編さんに関する事項について専門的な見地から調査及び検討を行うために設置。
- ・委員は犬山市史編さん委員会規則第5条に基づき、委員長が指名し、教育委員会が委嘱する。
- ・専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

(2) 部会の開催について

- ・年2回程度開催予定。

(3) 本会議の女性比率は28.6%。

犬山市教育委員会第23号議案

犬山市民展審査会委員の委嘱について

犬山市民展審査会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和3年8月27日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市民展審査会委員を委嘱するために必要があるからである。

第67回犬山市民展審査会委員名簿(案)

今回委嘱を予定している委員 任期：令和3年8月27日～令和4年8月26日

	部門		氏名	備考
1	美術の部	洋画・デザインの部	かわい ふくみ (田中 福美)	継続

任期中の委員 (令和3年7月定例教育委員可決)

	部門		氏名	備考
1	美術の部	日本画の部	伊藤 恵以知(栄一)	継続
2			長瀬 喜久男	継続
3			笥 直子	継続
4		洋画・デザインの部	野村 とも子	継続
5			鎌野 保子	新規
6		書の部	松浦 白碩(康幸)	継続
7			落合 深淵(義光)	継続
8		彫塑工芸の部	石川 裕	継続
9			田口 哲也	継続
10		写真の部	中道 慶一	継続
11			道家 晴規	継続
12	文芸の部	詩の部	岡田 義彦	継続
13			かわい ふくみ (田中 福美)	継続
14		短歌の部	馬淵 典子(安田)	継続
15		俳句の部	宮地 瑛子	継続
16			酒井 とし子	継続
17		川柳の部	飯田 秀水(英男)	継続
18	丸山 重司		継続	

【委嘱期間：令和3年7月31日から令和4年7月30日まで】

【女性比率：39%】

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例(平成28年12月28日条例第36号)に基づき審査会を設置する。
 - ・教育委員会の諮問に応じ、市が実施する犬山市民展の入賞者の選定に関する事項について審議する。
 - ・委員は22人以内とする。(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)
 - ・委員の任期は、1年とする。(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)
- 犬山市民展審査会規則(平成29年3月27日教委規則第15号)に基づき審査会を開催する。
 - ・審査会の委員は、美術又は文芸に造詣の深い者のうちから、教育委員会が委嘱する。
 - ・審査会に会長を置く。
 - ・審査会は会長が招集する。

2) 役割

- 犬山市民展入選作品等の審査をおこなう

3) 報酬

- 日額7,200円
(犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)

犬山市教育委員会第24号議案

犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の委嘱について

犬山市プロポーザル審査委員会規則第4条の規定及び犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和3年8月27日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会

(任期：令和3年9月26日～審査委員会終了まで)

NO	区分	職名等	氏名
1	子ども・子育て支援に関する学識経験者	名古屋経済大学教授	関谷みのぶ
2	子どもの保護者	橋爪子ども未来園保護者	大濱 はる菜
3		五郎丸子ども未来園保護者	本田 菜央子
4	福祉及び医療に関する団体又は機関を代表する者	障害者相談支援事業所	木村 和美
5	その他教育委員会が必要と認める者	日本モンキーパーク所長	小島 智弘
6		デザインコンサルタント	松本 恵
7	行政職員	経済環境部長	永井 恵三
8		都市整備部長	森川 圭二
9		都市整備部次長	飯吉 勝巳

1 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会を設置する。
 - ・犬山市が締結する契約でその性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められるものについて、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な者を選定するため、プロポーザル方式により候補者の選定を行う。
 - ・委員は審査する案件ごとに15人（以内）とする。
- 犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則に基づき、審査委員会を開催する。
 - ・審査委員会に委員長を置く。
 - ・審査委員会の招集は市長が行う。

2 審査委員会の開催について

- 3回（9月～12月、第1回目9月26日を予定）

3 審査委員会の女性比率 55.5%